

最上町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

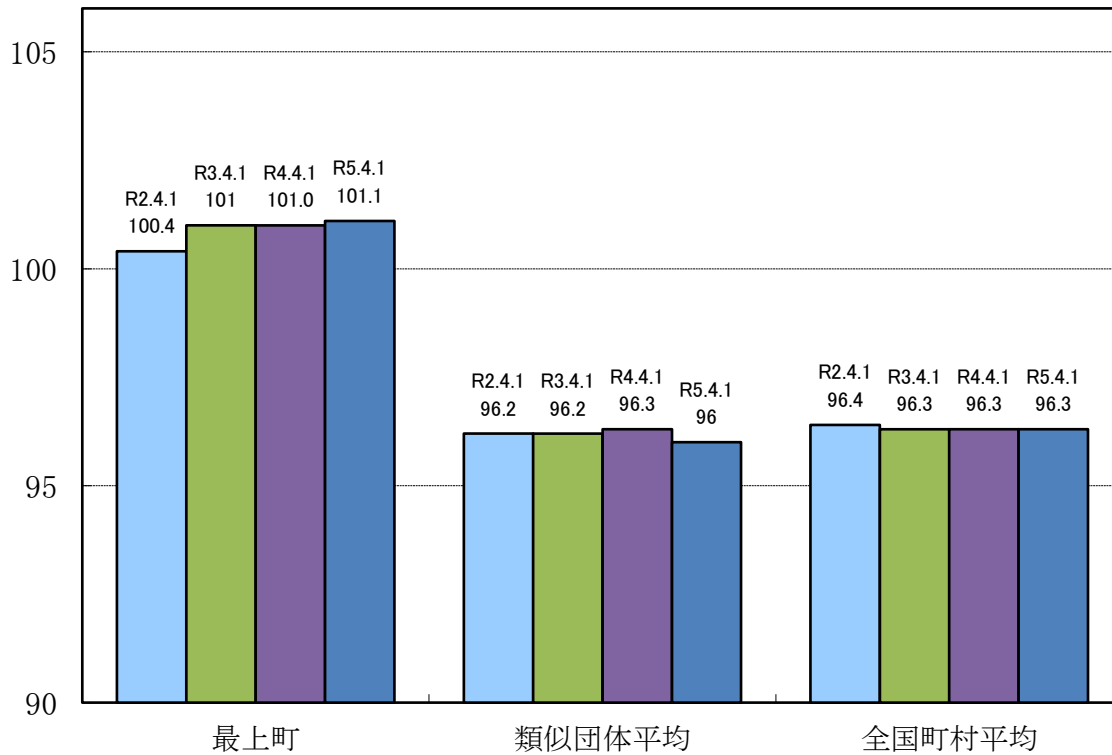
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 7,797	千円 7,085,502	千円 340,297	千円 1,163,672	% 16.4	% 16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 113	千円 423,764	千円 42,274	千円 148,970	千円 615,008	千円 5,443	千円 5,503

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したも

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国や他市町村との均衡を考慮しながら今後、給与の適正化に努める。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
5年度	円	円	円 (%)	%	%	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
5年度	月	月	月	月	月	月 4.5

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、山形県人事委員会勧告と同様の改定を行った。激変緩和のため経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し なし

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

支給なし

③その他の見直し内容

なし

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
最上町	40.9歳	312,000 円	342,170 円	338,992 円
山形県	42.5歳	319,151 円	407,064 円	360,813 円
国	42.4歳	322,487 円	404,015 円	- 円
類似団体	40.9歳	299,859 円	353,902 円	324,003 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
最上町	54.9歳	2人	378,000円	427,600円	419,283円	-	-	-	-
うち用務員	※	1人	※	※	※	-	-	-	-
うち運転手	※	1人	※	※	※	-	-	-	-
山形県	54.0歳	157人	309,751円	363,470円	340,288円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,941人	286,942円	329,178円	-	-	-	-	-
類似団体	51.4歳	3人	285,668円	307,605円	296,461円	-	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～4年の3ヶ年平均）。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
 3 個人情報保護の観点から対象となる職員が1人又は2人の場合は、個人情報が特定されるため各項の欄をアスタリスク（※）としている。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		最上町	山形県	国
一般行政職	大 学 卒	177,900 円	188,100 円	185,200 円
	高 校 卒	156,300 円	156,300 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	151,900 円	151,700 円	—
	中 学 卒	136,200 円	140,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

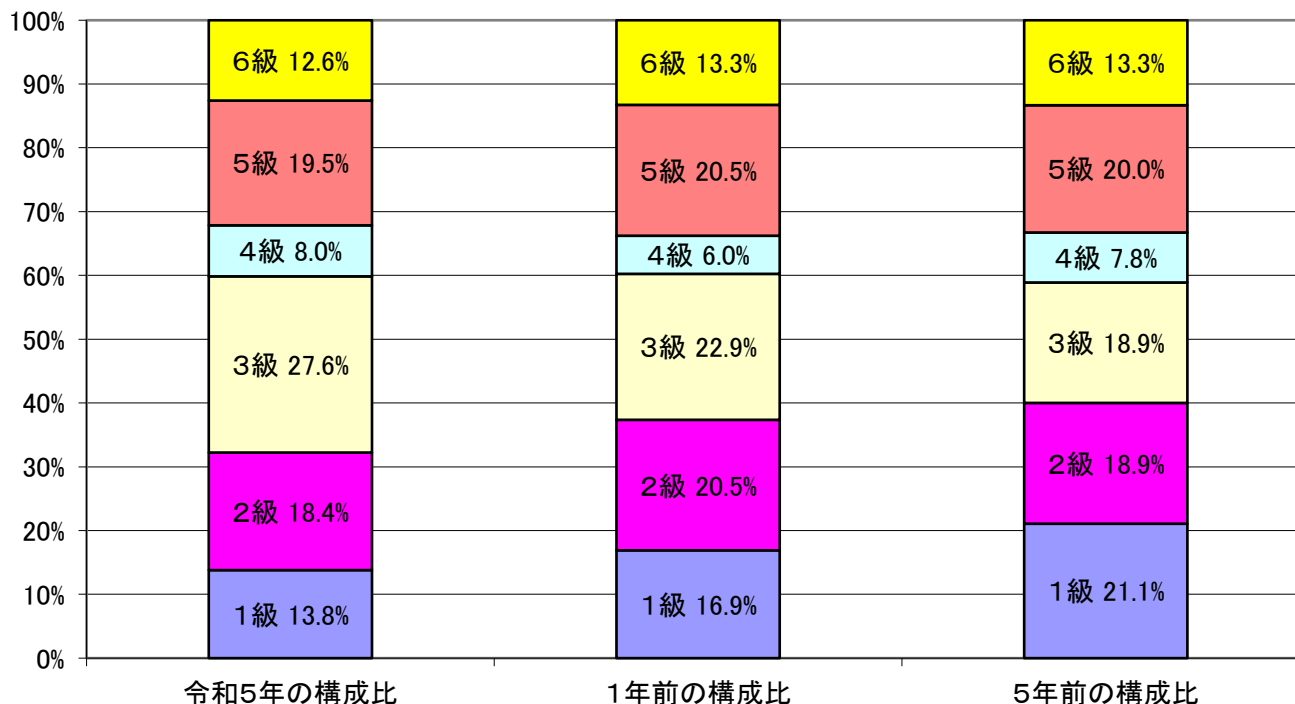
区 分		経験年数7～10年	経験年数 20～25年	経験年数 25～30年	経験年数 30～35年
一般行政職	大 学 卒	242,700 円	375,700 円	404,900 円	405,400 円
	高 校 卒	205,800 円	347,300 円	383,400 円	396,700 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

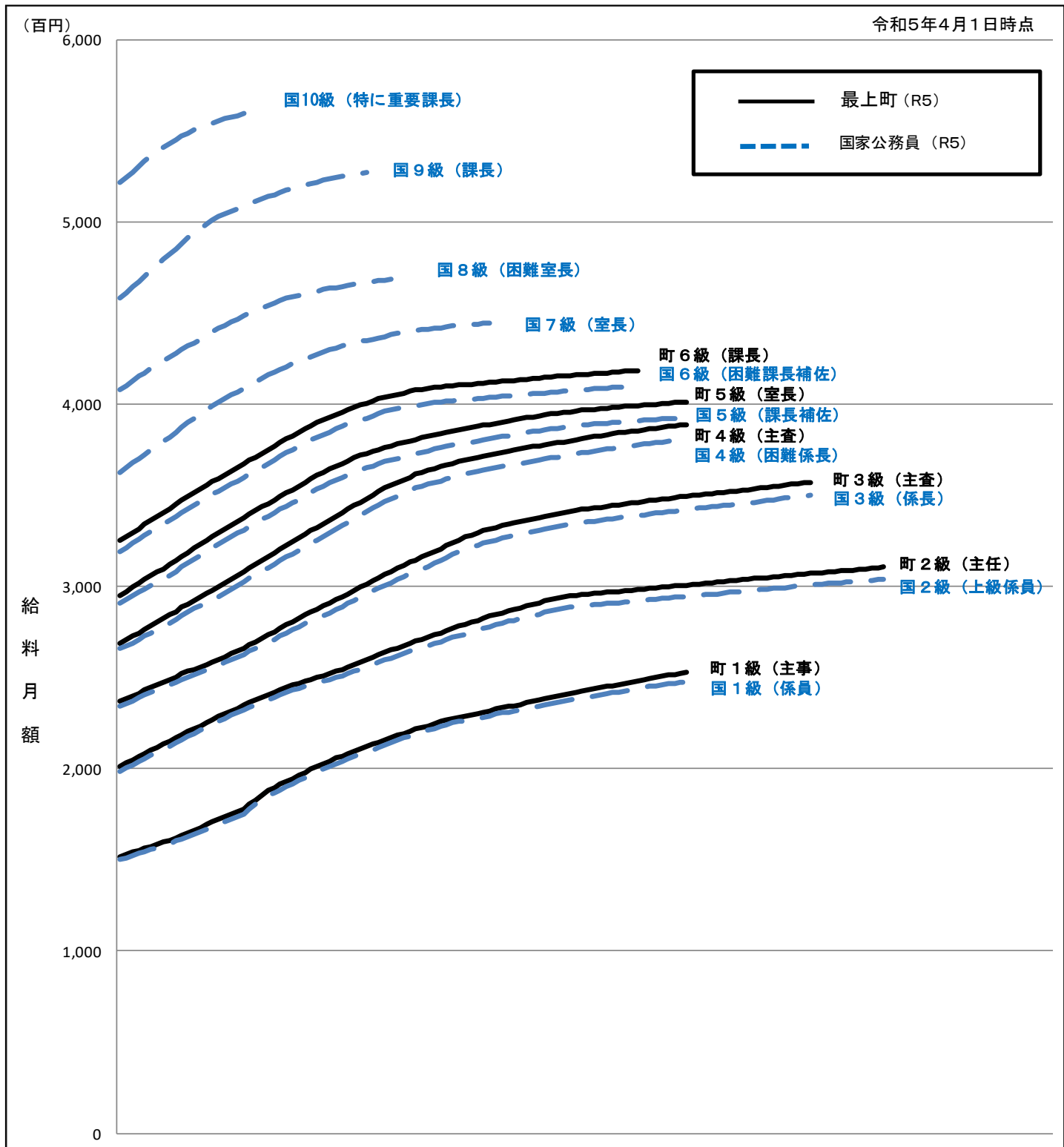
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	12	13.8%	151,700円	252,700円
2 級	主任の職務	16	18.4%	201,300円	310,700円
3 級	係長の職務、主査及び困難な業務を処理する主任の職務	24	27.6%	237,200円	357,400円
4 級	困難な業務を処理する係長及び主査の職務	7	8.0%	269,200円	389,100円
5 級	事務次長、室長、保健師長、専門員の職務	17	19.5%	295,100円	401,300円
6 級	課長、管理監、事務長、事務局長及び主幹の職務	11	12.6%	325,200円	418,600円
計		87	100.0%		

- (注) 1 最上町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (一般行政職) (最上町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

最上町	山形県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,354千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,633千円	-
（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 （1.35）月分 勤勉手当 2.00月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 （1.35）月分 勤勉手当 1.95月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 （1.35）月分 勤勉手当 2.00月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職換算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職換算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職換算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）1（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（最上町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（5年4月1日現在）

最上町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 （割増率2～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 （割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額	3,671千円	22,201千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（5年4月1日現在）

制度はありません

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

（支給実績はありません）

支給実績（4年度決算）	-				千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	-				円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	-				%
手当の種類（手当数）					3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価	
防疫等作業手当	左記業務に従事した職員	感染症等の病原体の付着した物件の処理	千円	日額300円	
死体取扱作業手当	左記業務に従事した職員	検死等の補助作業	千円	1件当たり1,000円	
精神障害者護送手当	左記業務に従事した職員	護送業務	千円	日額300円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	19,134 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	195 千円
支給実績（3年度決算）	17,610 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	178 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	子10,000円、父母等6,500円	同		14,553千円	246,653円
住居手当	借家・家賃の額に応じ支給	同		2,551千円	196,246円
通勤手当	通勤距離に応じ支給	異	距離区分	7,554千円	91,014円
管理職手当	総務企画課長・会計管理者・管理監51,900円 その他課長41,600円	異		6,238千円	519,800円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合	同		—	—
単身赴任手当	30,000円（交通距離に応じ加算）	同		—	—
宿日直手当	勤務一回 4,400円～22,000円	異		—	—
管理職員特別勤務手当	勤務一回 3,000～6,000円	同		309千円	25,750円
寒冷地手当	7,360円～17,800円/月 11月～3月まで支給	同		7,593千円	67,199円
夜間勤務手当	1時間単価の25%	同		—	—
初任給調整手当	57,600円～414,800円/月	同		—	—

5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	820,000 円 (820,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 396,000 円
	副 町 長	620,000 円 (620,000 円)	680,000 円 / 360,000 円
	教 育 長	575,000 円 (575,000 円)	— 円 / — 円
	報 酬	議 長	316,000 円 (316,000 円)
	副 議 長	253,000 円 (253,000 円)	316,000 円 / 168,000 円
	議 員	233,000 円 (233,000 円)	301,000 円 / 150,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(4年度支給割合) 3.10 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(4年度支給割合) 3.10 月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町 長	820,000円×在職月数×100分の56.7	22,317,120円 任期毎又は通算
	副 町 長	620,000円×在職月数×100分の33.1	9,850,560円 任期毎又は通算
	教 育 長	575,000円×在職月数×100分の23.6	6,513,600円 任期毎又は通算
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

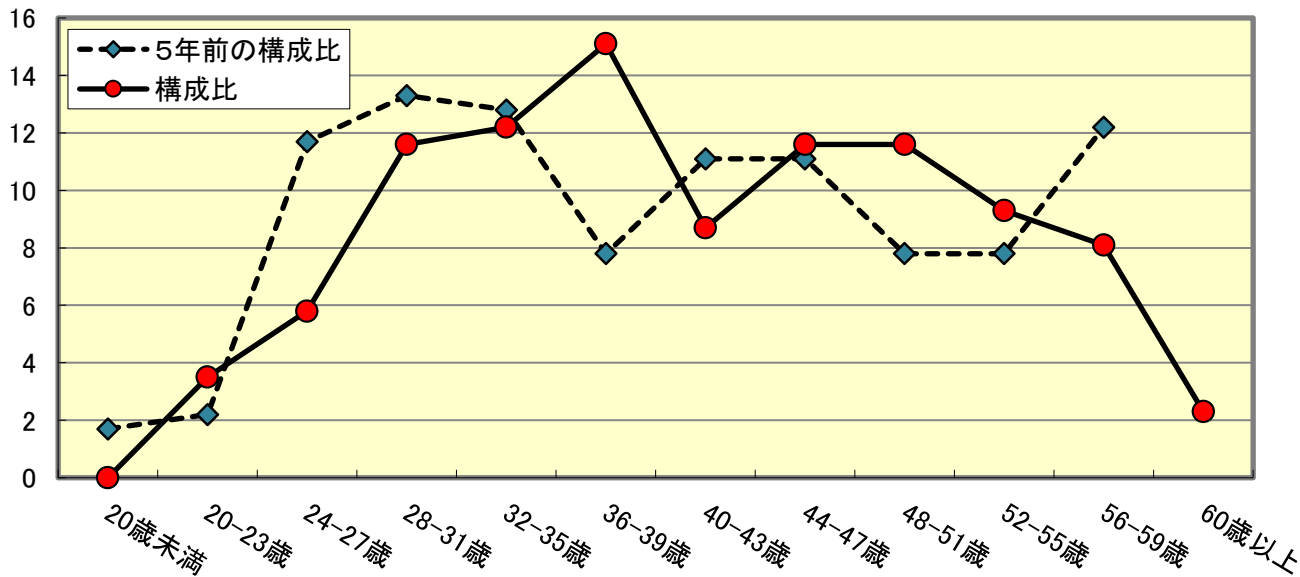
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	議 会	2	2		
	総 務	27	26	△ 1	公共交通事業が軌道に乗ったことに伴う業務減
	税 務	6	6		
	農林水産	11	11		
	商 工	9	9		
	土 木	8	7	△ 1	民間委託に伴う業務減少
	民 生	25	24	△ 1	保育士の欠員不補充
	衛 生	8	8		
	計	96	93	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 119.28人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 115.24人)
	教育部門	17	18	1	国民スポーツ大会開催に伴う業務増
小 計	113	111	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 142.36人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 138.01人)	
公営企業等部門	病 院	45	47	2	看護師・社会福祉士の新規採用
	水 道	1	1		
	下 水 道	1	1		
	そ の 他	12	12		
	小 計	59	61	2	
合 計		172		<参考> 人口1万人当たり職員数 220.60人	
		[235]	[235]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	6人	10人	20人	21人	26人	15人	20人	20人	16人	14人	4人	172人

(3) 職員数の推移

部門別	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	100	101	98	98	96	93	▲ 7 (-1.0%)
教 育	20	19	16	16	17	18	▲ 2 (-19.0%)
普通会計計	120	120	114	114	113	111	▲ 9 (-4.2%)
公営企業等会計計	60	56	57	59	59	61	1 (-9.2%)
総 合 計	180	176	171	173	172	172	▲ 8 (-6.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
4年度	1,078,541	△ 40,321	343,614	31.9	32.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	45	201,336	95,228	47,050	343,614	7,636	7,159

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
最上町	医師	42.8	477,560 円
	看護師	47.1	344,041 円
	事務職員	44.8	325,600 円
団体平均	医師	43.3	562,455 円
	看護師	41.3	298,127 円
	事務職員	46.3	322,023 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

最上町（病院事業）		最上町（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額（4年度）		1人当たり平均支給額（4年度）	
1,623 千円		1,354 千円	
(3年度支給割合)		(3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
●役職換算 5～15%		●役職換算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

最上町（病院事業）			最上町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	4,315千円	20,380千円	1人当たり平均支給額	0千円	0千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

制度はありません

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	39,800 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	1,105,556 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	80.0 %			
手当の種類（手当数）	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
医師手当	医師	勤務の特殊性研修奨励の為	26,465 千円	月額100万円以内
深夜看護手当	看護師	一部又は全部深夜に看護業務に従事したとき	7,433 千円	1回当たり2,150円～5,250円
防疫作業手当	医師・看護師 医療技術職	新型コロナウイルス感染症罹患又は疑いのある者への処置作業に従事したとき	5,902 千円	1日当たり3,000円～4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	15,854 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	417 千円
支給実績（3年度決算）	13,740 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	362 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	子10,000円、父母等6,500円	同		8,442千円	301,500円
住居手当	家賃の額に応じ支給	同		420千円	210,000円
通勤手当	通勤距離に応じ支給	同		4,140千円	142,759円
管理職手当	役職に応じ41,600～120,000円/月	同		6,061千円	865,886円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合	同		—	—
単身赴任手当	30,000円（交通距離に応じ加算）	同		—	—
宿日直手当	勤務一回 4,400円～22,000円	同		6,576千円	505,854円
管理職員特別勤務手当	勤務一回 3,000～6,000円	同		—	—
寒冷地手当	7,360円～17,800円/月 11月～3月まで支給	同		3,420千円	71,250円
夜間勤務手当	1時間単価の25%	同		3,078千円	171,027円
初任給調整手当	57,600円～414,800円/月	同		15,443千円	3,860,700円